

2021年5月12日

プレスリリース(JAL 被解雇者労働組合)

本日、JAL 被解雇者労働組合(JHU)は、東京都労働委員会に対して不当労働行為救済命令(労働組合法 7 条 2 号)を申立てました。

JHU は、元機長組合員であった山口(現パイロット争議団長)、山崎(現副団長)、清田(現事務局長)の 3 名によって本年 4 月 4 日に結成された。3 名は解雇後の 2012 年に定年(60 歳)を迎え組合員資格を失い、団体交渉に参加できず、直接経営に意見を述べる機会はなかった。

JHU は、解雇争議が長引き 11 年目に入っていることから、当事者として解雇争議の解決を求め団体交渉を要求したが、会社はこれを拒否している。

2010 年 12 月 31 日にパイロット 81 名、客室乗務員 84 名が整理解雇された事件は二つの裁判で争われてきた。先行した地位確認訴訟では 2015 年 2 月に最高裁で整理解雇は有効とされた。しかし、不当労働行為事件(解雇の過程で管財人が労働組合へ支配介入した事件)では、翌年 9 月に最高裁から憲法 28 条違反「団結権侵害」の判断が出された。この判断は整理解雇の合理性を認めた先の判決を否定するものだった。

最高裁判断を受けて、2016 年 10 月に石井国交大臣(当時)が国交委員会で「遺憾である。日本航空で適切に対処すべき」と答弁している。その後、2018 年 4 月には赤坂社長が「できるだけ早期に解決したい」と発言、同年 5 月には「整理解雇問題の解決に踏み出す」との経営方針が発表された。これらを受けて労使間で特別協議などが進められてきたが、未だに解決していない。

JAL の争議については ILO から 4 度の勧告が出されている。勧告は「結論に至るべく完全かつ率直な討議を求めるとし、同時に労働委員会制度に言及している。また、昨年 12 月 1 日の参議院厚労委員会で田村厚労大臣が、長引く JAL の争議を懸念して、「国としては労働委員会があるわけで、労働委員会の中でいろいろな対応ができる」と労働委員会の活用を促している。本日、JHU は団交拒否で都労委に不当労働行為の救済を申立てた。

JHU の要求は、乗員組合とキャビンクルーユニオンの二労組と同じ「統一要求」である。私たちは、JHU を含む三労組で連携・一致協力して取り組んでこそ解決に向けて前進できるものと確信している。

JAL は「安全と公共性」が求められているグローバル企業であることを自覚し、争議解決に向けて責任ある対応をすべきです。

以上